

**試験研究費の総額等に係る所得税額の特別控除又は
中小事業者が試験研究を行った場合の所得税額の特別控除及び
特別試験研究費に係る所得税額の特別控除に関する明細書**

(平成 年分)

氏名 _____

(平成28年分以降用)

試験研究費の総額に係る税額控除又は中小事業者の試験研究費に係る税額控除	試験研究費の額	①	円	特別試験研究費に係る税額控除	特別試験研究費の額 (⑳の計)	⑯	円
	同上のうち特別試験研究費以外の額	②			試験研究費の総額に係る税額控除 又は中小事業者の試験研究費に係る 税額控除の対象とする特別試験 研究費の額 ③	⑰	
	①のうち試験研究費の総額に係る税額控除 又は中小事業者の試験研究費に係る税額控 除の対象とする特別試験研究費の額	③			差引対象特別試験研究費の額 (⑯-⑰)	⑱	
	控除対象試験研究費の額 (②+③)	④			同上のうち税額控除割合が30%で ある試験研究に係る特別試験研究 費の額 (⑱と㉑のうち少ない金額)	⑲	
	平均売上金額	⑤			特別研究税額控除限度額 $\frac{30}{100} \times \text{⑲} + \frac{20}{100} \times (\text{⑱} - \text{⑲})$	⑳	
	試験研究費割合 (①÷⑤)	⑥			本年税額基準額 $\frac{5}{100} \times \text{⑪}$	㉑	
	<small>試験研究費の総額に係る税額控除割合に合</small> ⑥ ≥ 10% の場合	⑦	0.1		本年税額控除可能額 (㉒と㉓のうち少ない金額)	㉒	
	<small>試験研究費の総額に係る税額控除割合に合</small> ⑥ < 10% の場合 $\left(\text{⑥} \times 0.2 + \frac{8}{100} \right)$ <small>(小数点以下3位未満切捨て)</small>	⑧			所得税額超過構成額	㉓	
	税額控除限度額 (④×⑦) 又は (④×⑧)	⑨			本年税額控除額 (㉒-㉓)	㉔	
	中小事業者税額控除限度額 $\frac{12}{100} \times \text{④}$	⑩			所得税額の特別控除額 (⑮+㉔)	㉕	
	調整前事業所得税額	⑪					
	本年税額基準額 $\frac{5}{100} \times \text{⑪}$	⑫					
	本年税額控除可能額 (⑨又は⑩)と⑫のうち少ない金額	⑬					
	所得税額超過構成額	⑭					
本年税額控除額 (⑬-⑭)	⑮						
特別試験研究費の額の明細							
措法第10条第3項各号の該当号	特別試験研究の内容				特別試験研究費の額		
㉖	㉗				㉘		
第1号・第2号					円		
第1号・第2号							
第1号・第2号							
第1号・第2号							
第1号・第2号							
計							
同上のうち㉖が第1号である特別試験研究に係る特別試験研究費の額					㉙		

**試験研究費の総額等に係る所得税額の特別控除又は
中小事業者が試験研究を行った場合の所得税額の特別控除及び
特別試験研究費に係る所得税額の特別控除に関する明細書**

この明細書は、青色申告者が平成29年改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といい、租税特別措置法を「措法」といいます。）第10条第1項から第3項までに規定する試験研究を行った場合の所得税額の特別控除の適用を受ける場合に使用します。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「措法10」と記載してください。

なお、この特別控除は、事業を廃止した日の属する年分は受けられませんので、ご注意ください。

1 記載要領

- (1) 「①」欄には、本年分の必要経費に算入される試験研究費の額を記載します。
- (2) 「⑤」欄には、『試験研究を行った場合の所得税額の特別控除における平均売上金額、比較試験研究費の額及び基準試験研究費の額の計算に関する明細書』の「⑤」欄の金額を記載します。
- (3) 「⑧」欄には、「⑥<10%」の場合には「⑥×0.2+8/100」で計算した金額を記載します。
- (4) 「⑨」欄には、「⑧」欄の記載がない場合には「④×⑦」の金額を記載し、「⑧」欄の記載がある場合には「④×⑧」の金額を記載します。
- (5) 「⑩」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額（※1）} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{i + ii} \text{（※2）}$$

i…事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得、雑所得の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

ii…総合課税の長期譲渡所得の2分の1の金額と一時所得の2分の1の金額の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

※1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、(旧)措法第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除((旧)措法41、41の3の2)、政党等寄附金特別控除((旧)措法41の18)、認定NPO法人等寄附金特別控除((旧)措法41の18の2)、公益社団法人等寄附金特別控除((旧)措法41の18の3)、住宅耐震改修特別控除((旧)措法41の19の2)、住宅特定改修特別税額控除((旧)措法41の19の3)、認定住宅新築等特別税額控除((旧)措法41の19の4)、外国税額控除((旧)所得税法95)及び(旧)東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第10条の2から第10条の4までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。

※2 上記の算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。

- (6) 「⑭」欄には、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「⑥」欄のBの金額を記載します。
- (7) 「㉓」欄は、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「⑦」欄のBの金額を記載します。
- (8) 「㉔」欄及び「㉕」欄は、本年分の試験研究費のうち特別試験研究費の額がある場合に、その特別試験研究費について、旧措法第10条第3項の該当号及び当該試験研究の内容を記載します。

(注) その特別試験研究費が旧措法施行令第5条の3第9項第1号から第3号まで及び第5号から第9号までに掲げる試験研究に係るものであるときには、所定の証明書の添付が必要となります。

2 提出先

納税地の所轄税務署長

3 根拠条文

旧措法第10条